



## 寄付のお願い

公益社団法人鹿児島県理学療法士協会は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的に各種の事業を行っております。

この事業に必要な資金は主に会員の方々の会費及び事業収入を充てていますが、今後さらにこれらの活動を拡大充実させるためには、是非とも多くの方々からの寄付金も必要です。本協会の事業活動にご理解とご賛同を頂き、是非ご寄付をお寄せいただくようお願い申し上げます。また皆様から頂く寄付金は、本協会の「寄付金等取扱規程」に則り、有効に使用させていただきます。

## 寄付のお申し込み

寄付をお申し込みの場合は、ご面倒ですが「寄付申込書」に必要事項をご記入の上、本協会事務局まで郵送もしくは FAX でお送り下さい。「寄付申込書」のご請求は、本協会事務局にお問い合わせされるか、ホームページからも入手できます。

[寄付申込書のダウンロード](#)

## 受領証明書の郵送

寄付金が入金されたことを確認した後、「寄付金受領証明書」を郵送いたします。本寄付は、所得税法第 78 条及び法人税法第 37 条第 4 項該当の寄付金控除の対象となりますので、大切に保管しておいて下さい。

## 税制上の優遇が受けられます

鹿児島県知事より「公益社団法人」としての認定(認定日は平成 22 年 3 月 24 日、法人登記日は平成 22 年 4 月 1 日)を受けておりますので、本協会への寄付金には特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税、法人税の控除が受けられます。

### ◎ 個人寄付の場合

一年間の寄付金の合計額から 5,000 円から引いた金額が、総所得金額から控除できます。但し、その年の総所得の 40%相当額が限度となります。

### ◎ 法人寄付の場合

通常の一般寄付金の損金算入限度額と同額以上が別枠として損金算入が認められます。

## 申告の方法

対象となる金額を記載し、確定申告書に本協会の発行する領収書(寄付金受領証明書)を添付するする必要がありますので、必要書類の発行は本協会事務局までお問い合わせ下さい。また詳細については、お近くの税務署にお問い合わせ下さい。

## 寄付についてのお問い合わせ先

公益社団法人鹿児島県理学療法士協会 事務局

住 所 〒897-0132 鹿児島県南九州市川辺町中山田 1973-2

電 話 0993-58-9035 FAX 0993-57-205

E-mail infokpta@po.minc.ne.jp